



池田町告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この処分は、県営土地改良（区画整理）事業 池田谷口地区（全工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力が生ずるものとする。

平成26年1月31日

池田町長 杉本博文



字の区域変更内容については、別紙変更調書のとおり。

字の区域の変更調書

県営経営体育成基盤整備事業池田谷口地区（全工区）

次の区域を谷口7字下門前に編入する。

大字	字	地	番
谷口	9字 上門前	9番2の一部	

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

次の区域を谷口9字上門前に編入する。

大字	字	地	番
谷口	10字 塚の越	1 2 3の1から3の3まで 4の1 4の2の一部 5の一部 6から8まで 9の1 9の2 10の1から 10の3まで 11の1 11の2 12の1の一部 12の2の一部 13の2の一部 13の4の一部 14 の1から14の6まで 15の1 15の2 16の1 16の2	
15字 深田	4 5の一部 8の一部 9の1 9の2 10の1 10の2 11の一部 16の1の一部 16の2の一部 17の一部		

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

次の区域を谷口17字正武田に編入する。

大字	字	地	番
谷口	12字 上高瀬	10の1の一部 10の2の一部 11の1の一部 11 の2の一部 12の1から12の3までの各一部 13の 1の一部 13の3の一部	
13字 上河原		9の2の一部 10の1の一部 10の2の一部 10の 4 11の1の一部 11の2の一部 11の3 12の1の一部 12の2	
16字 滝の下		8 9の1 9の2 10の1 10の2 12の1 12の2 13の1 13の2	
18字 劍田		1の1の一部 1の2の一部 2の一部 3の1の一部 3の2の一部 4の1から4の3までの各一部 5の1の 一部 5の2の一部 6の一部	
轟田	45字 劍田	4の2の一部	

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

次の区域を谷口18字劍田に編入する。

大字	字	地	番
谷口	13字 上河原	13の1の一部 13の2の一部 13の3 1 4の1から14の3までの各一部 15の2の 一部 20の1の一部 20の2の一部 20の9の一部	
轟田	42字 上劍田	2の2 2の6 6の2	
	45字 劍田	4の2の一部	

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

次の区域を谷口11字劍田に編入する。

大字	字	地	番
谷口	12字 上高瀬	1の1 1の4 2の1 2の2 3の1 3の5 5 6の1 6の2 7の1から7の3まで 8の1から8の 4まで 9の1 9の2 10の1の一部 10の2の 一部 10の3 10の4 11の1の一部 11の2の 一部 11の3 11の4 12の1から12の3の各一部 12の4から12の6まで 13の1の一部 13の2 13の3の一部	
13字 上河原	9の2の一部 9の4の一部 9の7の一部		

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

次の区城を谷口 19字下昭和に編入する。

大字	字	地番
谷口	29字 塚田	2
水海	5字 持田	2 4 5の1 5の2 6 7の1から7の3まで 8の1 8の2 9の1 9の2 10の1 10の2 11の1 11の2 12の1 12の2 13 14の 1 14の2 15の1 15の2 23から28まで 31
安善寺	15字 塚田	7の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		

次の区城を安善寺 15字塚田に編入する。

大字	字	地番
谷口	19字 下昭和	31の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		